

日本版スチュワードシップ・コード(「責任ある機関投資家」の諸原則) 遵守表明書

2025年8月

スチュワードシップ・コードの受け入れ

ヌビーン・ジャパン株式会社、ヌビーン・エルエルシーおよびその傘下にある投資関連会社(ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシー、TIAA-CREF インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ティーチャーズ・アバイザーズ・エルエルシー、ウィンズロウ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー)(総称して、以下「当社」といいます。)は、「『責任ある機関投資家』の諸原則」(以下「スチュワードシップ・コード」)の趣旨に賛同しています。当社は、金融庁が公表し、2025 年 6 月 26 日に改訂された日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明します。

当社は以下の通り、スチュワードシップ責任を果たし、スチュワードシップ・コードの以下の原則を適用するための方針声明を定めています。

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、 これを公表すべきである。

当社の「責任投資に関する方針声明(以下「**方針声明**」)」は、当社のスチュワードシップ責任を実施に移すための方針を定めています。

当社は、親会社である「米国教職員退職年金/保険組合 Teachers Insurance and Annuity Association of America (TIAA)」を通じ、50 年にわたって責任投資を主導してきており、方針声明は、その実績によって培われた当社の責任投資への強い決意を示しています。

当社は、顧客の財務目標の達成を支援する上で、投資の良き管理者になることを期待されています。当社は、責任投資を通じて、投資家にとってより良い結果をもたらし、顧客の義務と一致する場合、社会的および環境的資本を改善することを目指します。この理念とアプローチは、投資におけるリスクと機会の管理、長期的で持続可能な価値の創造に貢献できると信じています。

方針声明は、当社ウェブサイトにてご覧いただけます。

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、通常の事業活動の過程で生じるおそれのある利益相反を回避、あるいは軽減するよう努めています。これを以下によって行っています。

- 利益相反管理方針の策定
- 従業員の研修
- 統制の実施
- 従業員の個人証券取引と行動、従業員や会社または顧客もしくはその両方、投資先企業との関係など、利益相反のおそれのある活動の監視

1



利益相反に関する当社方針に関する情報は、議決権行使に係る利益相反管理の概要という方針名で当社のウェブサイトから確認できます。

原則3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、すべての資産クラスの透明性とイノベーションを進め、責任投資のベストプラクティス(最善慣行)をグローバルに採用することが、投資先企業、投資家の持続的成長へ貢献するものと考えています。

当社は、スチュワードシップ、ESG インテグレーション、そして顧客の要求に合致する場合は、ポートフォリオ全体にプラスの影響を与えるという一連の中核的な資産クラス固有の活動を通じて、責任投資の取組みを実施しています。これらの活動は、影響測定、気候分析、報告、透明性に焦点を当てた独自のデータとテクノロジーリソースによってサポートされています。

スチュワードシップに対する当社のアプローチは、顧客に対する受託者責任に根ざしており、長期的な価値創造をサポートできると信じている投資関連の洞察を得るように設計されています。スチュワードシップは、顧客にとって重要であり、顧客のために当社の投資の長期的なリスクと機会に影響を与える可能性のあるトピックに関する様々な活動を促進します。スチュワードシップにより、当社は発行体、利害関係者、投資コミュニティのメンバーと関わり、優れたガバナンスを推進し、透明性を高め、説明責任を促進し、現実世界への影響を通じて顧客の成果を向上させることができます。当社全体では、様々な活動とツールを使用して、次の3つのカテゴリに分類されたスチュワードシップ・プログラムを実行しています。

- エンゲージメント
- 権利と責任
- 政策提言とアドボカシー

当社は、ESG インテグレーションとは、投資の意思決定プロセスにおいて財務的に重要な環境、社会、ガバナンス(ESG)要因を考慮することであると考えています。ESG インテグレーションは、潜在的な ESG 関連のリスクと機会を特定し、投資の相対的価値をより適切に評価することを目的としています。従来の財務分析と並行して、財務的に重要な ESG 要因を考慮することで、投資決定を行う際のより包括的な視点が得られます。当社は、透明性を促進し、資産クラス全体で ESG インテグレーションのベストプラクティスを採用することが、顧客に利益をもたらすと信じています。ESG 要因の財務重要性と適用可能性は、資産クラスと投資戦略によって異なります。

当社は、規制要件、現地市場の基準、顧客の期待など、地域の特殊性を考慮したグローバルで一貫した責任投資アプローチを目指しています。責任投資のアプローチは、特定の資産クラス、発行体の種類、原資産、投資戦略、ファンド・ビークル、適用される規制、受託者責任によって異なる場合があります。また、特定の責任投資活動は、関連性がなかったり適用できない場合があります。



原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

エンゲージメントは当社にとって、顧客資産の効果的な管理者という役割を果たす上での基本的な部分であり、価値を維持し向上させるために不可欠であると考えています。分散を重視する投資家としての規模、および投資先の事業体に関するアクティブ運用のマネージャーとしての深い知識により、企業やその他の関連するステークホルダーと直接的かつ建設的な対話を行うことができます。エンゲージメントは、電話、対面での会議、または書面によるコミュニケーションの形をとることができます。

当社の分散されたポートフォリオ全体のエンゲージメントは、トピック、利害関係者、参加者、目的、および結果の観点から多面的なアプローチを採用します。この多様性は、それぞれのケースに最も関連する特定の要因と考慮事項を反映しています。通常、発行体のシニア・マネージメントや取締役会メンバーと連携し、パフォーマンスを向上させ、長期的で持続可能な価値創造をサポートできると思われる責任投資のベストプラクティスの採用を奨励しています。

発行体およびポートフォリオ企業に加えて、エンゲージメントの対象および参加者には、引受人、資本市場参加者、ソブリンと地方自治体の債務発行者、テナント、運営者、請負業者、コミュニティ、および投資家が含まれる場合があります。エンゲージメント成果の追跡も該当する場合は行われており、当社の投資スチュワードシップ活動の重要な側面として、責任投資と顧客へのエンゲージメントの利点を示しています。当社は、独自の「透明性、説明責任、影響」フレームワーク(現在、主に上場株式のエンゲージメントに適用可能)を用いることにより、当社の取り組みが市場の変化を促進し、顧客やステークホルダーの成果に貢献する多くの要因の1つであることを踏まえ、エンゲージメントの成果を誇張することなく伝えることができます。

当社は、非公開情報の選択的開示に関して規制上および商業上の制限を受けていますが、規制当局への提出書類や公開報告書において特定の証券保有情報を提供しており、投資先企業から問い合わせがあった場合は、そのような提出書類や報告書を提示することができます。

原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社の一連の議決権行使ポリシーは、議決権行使活動の基礎となるフレームワークとして機能します。これらは、一貫性、コンプライアンス、受託者責任との整合性を確保するために設計され、顧客の最善の利益を優先する推奨事項を提供するという当社の取り組みを反映しています

当社は、議決権行使アドバイザーが提供する行使サービスを、当社のカスタム調査ポリシーへのインプットとして使用し、確立された行使ポリシーと手順に沿って行使活動を実行します。 行使に対する画一的なアプローチは適切ではなく、投資先企業の個々の状況を考慮して、同じ提案に対して異なる行使を行う可能性があると当社は考えています。 主要な議決権行使アドバイザーとの協力的な取り組みを通じて、当社はスチュワードシップの取り組みをサポートするための明確なガイドラインと具体的な基準を概説するフレームワークを策定しました。 少なくとも毎年、スチュワードシップチームは、ISS の今後のプロキシシーズンポリシーの変更の概要を確認し、 ISS と協力してカスタムポリシーへの円滑な統合を確保しています。



当社は、顧客やその他のステークホルダーに対する責任ある投資活動の透明性に引き続き取り組んでいます。当社の議決権行使の開示は、(議決権行使の概要) から確認できます。

原則6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、顧客ニーズ、業界基準とベストプラクティス、規制要件を満たす責任投資関連の報告と開示を提供することに尽力しています。これらには、スチュワードシップ、サステナビリティ、インパクトレポートが含まれ、通常は年次で発行され、企業レベルの活動や特定の資産クラスを対象としています。ご要望や顧客との話し合いにより、特定のファンドの ESG レポートも提供できます。

当社の年次スチュワードシップ報告書は、この声明にも反映されているように、いくつかの側面にわたる当社の議決権行使活動の詳細な開示を提供します。 原則 5 で述べたように、当社の議決権行使の開示は、(議決権行使の概要)から確認できます。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、持続可能性に関する基準の向上と責任投資のベストプラクティスの促進に役割を果たすために、業界の取組みや団体に参加し、積極的に活動しています。当社は、業界との関わりを通じて知識と認識を共有することで、責任投資を促進し、より効率的に顧客の成果を促進できると信じています。

業界団体への参加に加えて、正式な政策協議やその他の経路を通じて、当社は、様々はレベルや管轄区域の規制当局や政策立案者と関わっています。当社は、責任投資のベストプラクティスを世界的に促進する手助けをすることを目指しており、それが長期的な持続可能な成長をサポートできると信じています。

原則 4 で述べたように、分散を重視する投資家としての規模、および投資先の事業体に関するアクティブ運用のマネージャーとしての深い知識により、企業やその他の関連するステークホルダーと直接的かつ建設的な対話を行うことができます。

原則8

機関投資家向けサービス提供者 は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

本原則に関して当社は該当いたしません。